



環球 中国法速報 (No.54)

2022年5月17日発行

法令ニュース

2022年4月重要法令解説

コラム

弁護士が見る 時代と歩む中国法——裁判所だます
「虚偽訴訟」



www.glo.com.cn

編集・発行:環球法律事務所(GLOBAL LAW OFFICE)

日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階
&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax:(86 10) 6584 6666

上海
〒200031
上海市淮海中路 999 号
環貿廣場弁公樓一期 35 階&36 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax:(86 21) 2310 8299

深セン
〒518052
深セン市南山区深南大道 9668 号
華潤置地大廈 B 座 27 階
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax:(86 755) 8388 5987

成都
〒610041
成都市高新区天府大道北段 966 号
天府國際金融中心 11 号楼 37 階
Tel:(86 28)8605 9898
Fax:(86 28)8313 5533

➤ 2022年4月重要法令解説目次

No.	日本語	中国語	公布機関	公布日	施行日	ページ
1	北京地区資本項目利便化改革深化試行政策実施細則	北京地区深化資本项目便利化改革试点政策实施细则	国家外貨管理局 北京外貨管理部	4月4日	4月4日	3
2	公安機関が管轄する刑事案件の立件・訴追基準に関する規定(二)	关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定(二)	最高人民檢察院、公安部	4月6日	5月15日	3
3	知的財産権に係る民事、行政第一審事件の管轄に関する若干の規定	关于第一审知识产权民事、行政案件管辖的若干规定	最高人民法院	4月20日	5月1日	4
4	輸出税還付の推進のさらなる強化、対外貿易の安定的発展の促進に関する通知	关于进一步加大出口退税支持力度 促进外贸平稳发展的通知	稅務總局等10機関	4月20日	4月20日	5
5	両用品目輸出管理条例(意見募集稿)	两用物项出口管制条例(征求意见稿)	商務部	4月22日	—	5
6	「人身損害賠償事件の審理に係る適用法律についての若干の問題に関する最高人民法院の解釈」の改正に関する決定	关于修改《最高人民法院关于审理人身损害赔偿案件适用法律若干问题的解释》的决定	最高人民法院	4月24日	5月1日	6
7	2022年医療機器業界標準制定・改正計画の発表に関する通知	关于印发2022年医疗器械行业标准制修订计划项目的通知	国家藥品監督管理局	4月25日	4月25日	7
8	2022年立法作業計画の発表に関する通知	关于印发2022年立法工作计划的通知	市場監督管理總局	4月26日	4月26日	7

9	<u>新型コロナウイルス感染症(コロナ禍)に伴う労働争議紛争の処理に関する若干の問題に関する解答</u>	关于处理涉疫情劳动争议纠纷若干问题的解答	上海市高级人民法院、上海市人力资源社会保障局	4月28日	4月28日	8
10	<u>サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動認証技術規範(意見募集稿)</u>	网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动认证技术规范 (征求意见稿)	全国信息安全标准化技术委员会	4月29日	—	8
11	<u>証券・商品先物取引業サイバーセキュリティ管理办法(意見募集稿)</u>	证券期货业网络安全管理办法 (征求意见稿)	证券监督管理委员会	4月29日	—	9

➤ 2022年4月重要法令解説

1. 北京地区資本項目利便化改革深化試行政策実施細則(中国語:北京地区深化资本项目便利化改革试点政策实施细则)

国家外貨管理局北京外貨管理部 2022年4月4日公布、施行

公示サイト:<https://www.safe.gov.cn/beijing/2022/0406/1823.html>

最近几年、北京持续深化外债便利化改革，提升跨境融资便利化水平。此外，北京还开展在华外籍人才个人外汇业务便利化试点。为进一步推进和落实这些改革，2022年4月4日，国家外汇管理局北京外汇管理部发布《北京地区深化资本项目便利化改革试点政策实施细则》（以下简称“《实施细则》”），自2022年4月4日起施行。《实施细则》的主要内容包括：

- (一) 扩大外债一次性登记试点范围，由中关村科学城海淀园区扩大至北京自贸区；
- (二) 简化外债账户管理，北京地区非金融企业办理外债签约登记后，多笔外债可共用一个外债账户办理资金收付；
- (三) 简化合格境外有限合伙人制度外汇管理，对QFLP规模实行余额管理；
- (四) 简化境内公司境外上市外汇登记管理，北京地区境内公司境外上市登记及变更、注销登记，由北京外汇管理部辖区内银行直接办理；
- (五) 简化境内上市公司外籍员工参与股权激励计划外汇登记管理，北京地区的上市公司外籍员工参与股权激励计划登记及变更、注销登记，由北京外汇管理部辖区内银行直接办理；
- (六) 扩大跨国公司本外币一体化资金池试点范围。

近年、北京市では、外債等に係る資本項目（資本の輸出入取引）の利便化改革を推し進め、クロスボーダー・ファイナンスの利便性向上を図っている。また、中国で暮らす外国籍の個人向け外貨業務の利便化に係る試行業務を展開している。こうした改革をさらに促進し深化させるため、2022年4月4日、国家外貨管理局北京外貨管理部は、「北京地区資本項目利便化改革深化試行政策実施細則」を公布し、即日施行した。主な内容は以下のとおり。

- (1) 外債一括登記の試行エリアを、これまでの中関村科学城海淀園区から、北京自由貿易区に拡大する。
- (2) 外債の取引口座管理の簡素化を図る。北京地区の非金融系企業は、外債契約締結登記後、1つの口座で、複数の外債に係る取引を行うことができる。
- (3) 適格国外有限責任組合（QFLP）制度の外貨管理の簡素化を図り、QFLP規模に対して残高管理を実行する。
- (4) 国内会社の国外上場に係る登記の簡素化を図る。北京地区の国内会社の国外上場に係る登記（変更・抹消登記を含む）は、北京外貨管理部所轄の銀行が直接行う。
- (5) 上場会社の外国籍従業員持株インセンティブプラン参加に係る外貨登記の簡素化を図る。北京地区の上場会社の外国籍従業員持株インセンティブプラン参加に係る外貨登記（変更・抹消登記を含む）は、北京外貨管理部所轄の銀行が直接行う。
- (6) 多国籍企業の人民元・外貨一体型キャッシュフーリング試行範囲を拡大する。

2. 公安機関が管轄する刑事案件の立件・訴追基準に関する規定(二)(中国語:关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定(二))

最高人民检察院、公安部 2022年4月6日公布 2022年5月15日施行

公示サイト:https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbt/202204/t20220429_555906.shtml#2

2022年4月6日，最高人民检察院、公安部联合发布了修订后的《关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定（二）》，自2022年5月15日起施行。

《规定》共85条，包括公安机关管辖的78种经济犯罪案件的立案追诉标准及附则，共对61种案件的立案追诉标准进行修改完善，部分经济犯罪案件在适度提高数额标准的同时，增加了犯罪手段、情节及危害后果等标准。

2022年4月6日、最高人民检察院、公安部は連名にて、改正「公安機関が管轄する刑事案件の立件・訴追基準に関する規定（二）」を公布し、2022年5月15日から施行した。

このたび、公安機関が管轄する78種類の経済犯罪事件のうち、61種類の事件の立件・訴追の基準について改正が行われた。一部の経済犯罪事件については、犯罪の構成要件の金額が適度に引き上げられ、犯罪手段、情状及び危害がもたらした結果等の基準が追加された。

3. 知的財産権に係る民事、行政第一審事件の管轄に関する若干の規定(中国語:关于第一审知识产权民事、行政案件管辖的若干规定)

最高人民法院 2022年4月20日公布 2022年5月1日施行

公示サイト:<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-355871.html>

中国各地法院的第一审知识产权案件的审判实务中，存在管辖标准不一、管辖布局不够完善、当事人诉讼不便等问题，为切实解决这些问题，2022年4月20日，最高人民法院公布《关于第一审知识产权民事、行政案件管辖的若干规定》，自2022年5月1日起施行。

《规定》共6条，主要内容包括：

（一）发明专利、实用新型专利、植物新品种、集成电路布图设计、技术秘密、计算机软件的权属、侵权纠纷以及垄断纠纷第一审民事、行政案件由知识产权法院、省会城市中级人民法院及最高人民法院确定的中级人民法院管辖；

（二）规定外观设计专利权属和侵权纠纷、涉驰名商标认定第一审民事、行政案件由知识产权法院和中级人民法院管辖。除外观设计专利行政案件外，经最高人民法院批准后，也可以由基层人民法院管辖；

（三）除上述（一）、（二）明确的特殊类型案件外，其他第一审知识产权民事、行政案件由最高人民法院确定的基层人民法院管辖。

知的財産権に係る事件の第一審裁判所について、管轄の基準が統一されていない、管轄裁判所の配置が適当でない、当事者にとって訴訟手続が不便、といった問題が存在している。これらの問題を改善するため、2022年4月20日、最高人民法院より、全6条からなる「知的財産権に係る民事、行政第一審事件の管轄に関する若干の規定」が公布され、2022年5月1日から施行された。主な内容は以下のとおり。

（1）特許・発明、実用新案、植物新品种、集積回路設計、ノウハウ、コンピュータプログラムの権利の帰属、侵害及び独占をめぐる民事、行政事件は、知的財産権法院、省都に設置された中級人民法院及び最高人民法院が指定する中級人民法院を第一審の管轄裁判所とする。

（2）意匠権の帰属及び侵害、著名商標の認定に係る民事、行政事件は、知的財産権法院及び中級人民法院を第一審の管轄裁判所とする。意匠権に係る行政事件以外の事件は、最高人民法院の認可を経て、基層人民法院を第一審の管轄裁判所としてもよい。

(3) 上記(1) (2)の事件を除き、知的財産権に係る民事、行政事件は、原則として、最高人民法院が指定した基層人民法院を第一審の管轄裁判所とする。

4. 輸出税還付の推進のさらなる強化、対外貿易の安定的発展の促進に関する通知(中国語:关于进一步加大出口退税支持力度 促进外贸平稳发展的通知)

税務総局等 10 機関 2022 年 4 月 20 日公布、施行

公示サイト:<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n377/c5174777/content.html>

2022 年 4 月 20 日、税务总局等十部門联合发布了《关于进一步加大出口退税支持力度 促进外贸平稳发展的通知》。

《通知》の主要内容如下:

- (一) 企业申报退税的出口业务, 因无法收汇而取得出口信用保险赔款的, 将出口信用保险赔款视为收汇, 予以办理出口退税;
- (二) 完善加工贸易出口退税政策;
- (三) 进一步优化境外旅客购物离境退税政策;
- (四) 大力推广出口业务“非接触”办理(进行网上办理), 持续精简出口退税环节报送资料。
- (五) 压缩出口退税办理时间;
- (六) 积极推动海关、税务部门信息共享, 帮助企业加速办理退运通关;
- (七) 采用“容缺”方式先行办理退税(事后再补办实地核查手续), 精简出口退税证明开具申请环节需要报送的资料, 推动实现全流程无纸化。

2022 年 4 月 20 日、税務総局等 10 機関連名による「輸出税還付の推進のさらなる強化、対外貿易の安定的発展の促進に関する通知」が公布された。主な内容は以下のとおり。

- (1) 輸出取引信用保険による未回収の貨物代金の補償を受けた企業に対しても、貨物代金を回収した企業とみなし、輸出税還付を行う。
- (2) 加工貿易企業における税額控除への制限を緩和する。
- (3) 国外からの旅行者の出国時の税金払戻しの最適化を図る。
- (4) 輸出関連手続の「非接触」方式(オンライン輸出税還付申告等)を促進し、輸出税還付申告に伴う提出書類を簡素化する。
- (5) 輸出税還付に係る処理期間を短縮する。
- (6) 税関・税務主管機関の情報共有化により、積戻し貨物の迅速な通関をサポートする。
- (7) 輸出税還付申告書類不備への容認(先に手続を進める)、輸出税還付証明書の交付申請の簡素化、証明書のペーパーレス化を推進する。

5. 両用品目輸出管理条例(意見募集稿)(中国語:两用物项出口管制条例(征求意见稿))

商務部 2022 年 4 月 22 日公表

公示サイト:<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/as/202204/20220403306817.shtml>

两用物项(是指既有民事用途, 又有军事用途或者有助于提升军事潜力的货物、技术和服务), 是出口管制领域的重中之重, 在《出口管制法》实施已一年多的情况下, 亟需制定对两用物项进行进一步统一、细化落实且具有可操作性的行政法规。因此, 2022 年 4 月 22 日, 商务部公布了

《两用物项出口管制条例（征求意见稿）》，截至 2022 年 5 月 22 日面向社会公开征求意见。

《征求意见稿》的重要内容包括：

- (一) 取消两用物项出口经营登记制度
- (二) 明确管制物项将设有管制编码
- (三) 完善出口许可制度
- (四) 加强最终用户和最终用途管理
- (五) 完善管控名单制度
- (六) 增设出口服务商的报告义务
- (七) 新增和细化了部分行政处罚

《征求意见稿》对两用物项的管控更加细化，对两用物项的出口管理更加严格。因此，出口经营企业需要对出口的物项进行梳理，知悉物项履行的法律程序以及满足许可证的申请条件。同时，我们建议日系企业认真研究征求意见稿，积极向商务部提交合理的意见建议并持续关注征求意见稿的后续修改和出台的动向。

両用品目（民生・軍事の 2 つの用途を有し、又は軍事的潜在力の向上に資する貨物、技術及びサービス）は、輸出管理において非常に重視されている品目である。輸出管理法の施行から 1 年余りが経過した今、両用品目について、一元的かつ細分化された、実行可能な行政法規の制定が急務となっている。こうした背景のもと、2022 年 4 月 22 日、商務部より、「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」が公表された。2022 年 5 月 22 日までの期間、パブリックコメントの手続が実施されている。主な内容は以下のとおり。

- (1) 両用品目輸出経営登記制度の撤廃
- (2) 両用品目へのコード付与
- (3) 輸出許可制度の整備
- (4) エンドユーザー及び最終用途に対する管理の強化
- (5) 規制名簿制度の整備
- (6) 輸出に係るサービス提供者の報告の義務化
- (7) 行政处罚に係る規定の新設及び具体化

まだ原案段階にあるが、今後、両用品目に対し厳格な輸出管理が行われることを示している。そのため、輸出事業者は、その取扱う品目について必要な手続は何か、輸出許可を申請すべき品目であるか否か等を、よく検討・把握しておかなければならない。また、商務部に対し、合理的な意見を提出し、原案の修正点や制定の動向を注視していくのが望ましい。

6. 「人身損害賠償事件の審理に係る適用法律についての若干の問題に関する最高人民法院の解釋」の改正に関する決定（中国語：关于修改《最高人民法院关于审理人身损害赔偿案件适用法律若干问题的解释》的决定）

最高人民法院 2022 年 4 月 24 日公布 2022 年 5 月 1 日施行

公示サイト：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-357071.html>

2022 年 4 月 24 日，最高人民法院公布《关于修改<最高人民法院关于审理人身损害赔偿案件适用法律若干问题的解释>的决定》，自 2022 年 5 月 1 日起施行。

《解释》修改所涉及的条文共 6 条，主要内容为将残疾赔偿金、死亡赔偿金以及被扶养人生活费由原来的城乡区分的赔偿标准修改为统一采用城镇居民标准计算。

2022年4月24日、最高人民法院より「『人身損害賠償事件の審理に係る適用法律についての若干の問題に関する最高人民法院の解釈』の改正に関する決定」が公布され、2022年5月1日から施行した。

このたび、6つの条項の規定について改正が行われ、障害賠償金、死亡賠償金及び被扶養者の生活費の支給において適用される計算基準の変更等が行われている。従来は、都市部と農村部それぞれの賠償基準に基づいて計算されていたが、改正後は、都市部・農村部とともに、都市部住民の統一の基準に基づき計算される。

7. 2022年医療機器業界標準制定・改正計画の発表に関する通知(中国語:关于印发2022年医疗器械行业标准制修订计划项目的通知)

国家药品监督管理局 2022年4月25日公布、施行

公示サイト:<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/fgwj/gzwj/gzwjylqx/20220428155347129.html>

2022年4月25日、国家药监局公布了《关于印发2022年医疗器械行业标准制修订计划项目的通知》(以下简称“《通知》”)。

《通知》的附件列举了计划在2022年制定、修订的医疗器械行业标准的项目名称、项目号、归口单位(技术委员会等)、项目承担单位(研究所等)，其中包含强制性行业标准制修订计划项目23项，推荐性行业标准制修订计划项目93项。

2022年4月25日、国家药品监督管理局より「2022年医療機器業界標準制定・改正計画の発表に関する通知」(以下、「通知」という)が公布された。

通知別添の一覧表には、2022年の制定・改正を計画している医療機器の業界標準の名称・番号、管理機関(技術委員会等)、担当機関(研究所等)等が記されている。23件の強制性業界標準と、93件の推奨性業界標準の制定・改正が行われる予定だ。

8. 2022年立法作業計画の発表に関する通知(中国語:关于印发2022年立法工作计划的通知)

市場監督管理総局 2022年4月26日公布、施行

公示サイト:https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202204/t20220427_344262.html

2022年4月26日、市场监管总局发布了《关于印发2022年立法工作计划的通知》。

2022年的立法工作计划，拟起草包括《中华人民共和国反不正当竞争法》、《中华人民共和国产品质量法》、《国务院关于经营者集中申报标准的规定》等在内的法律、行政法规送审稿14部。

拟制修订包括《市场监督管理行政处罚违法所得认定办法》、《禁止垄断协议暂行规定》、《禁止滥用市场支配地位行为暂行规定》等在内的部门规章55部。

2022年4月26日、市場監督管理総局より、「2022年立法作業計画の発表に関する通知」が公布された。主な内容は以下のとおり。

2022年立法計画として、「中華人民共和国不正競争防止法」、「中華人民共和国製品品質法」、「事業者結合申告基準に関する国務院の規定」等14件の法律(案)・行政法規(案)を作成し、立法機関の審議に提出する。

また、「市場監督管理行政処罰違法所得認定弁法」、「独占協定禁止暫定規定」、「市場支配的地位濫用行為禁止暫定規定」等 55 件の部門規章の制定・改正を予定している。

9. 新型コロナウイルス感染症(コロナ禍)に伴う労働争議紛争の処理に係る若干の問題に関する解答(中国語:关于处理涉疫情劳动争议纠纷若干问题的解答)

上海市高級人民法院、上海市人資源社会保障局 2022 年 4 月 28 日公布、施行

公示サイト:https://mp.weixin.qq.com/s/KB0GfDJydBa_MdkB0iCaPw

2022 年 4 月 28 日, 上海市高级人民法院、上海市人力资源和社会保障局公布了《关于处理涉疫情劳动争议纠纷若干问题的解答》。

针对涉疫情劳动争议纠纷, 对于疫情期间如何履行民主协商及告知程序、劳动合同订立、隔离期间工资支付、工资缓发、“共享用工”模式下劳动者权益等 12 项问题通过 Q&A 的形式作出具体说明。同时, 要求审判人员更精细化地针对疫情期间出现的劳动争议问题进行调解协商, 充分考虑疫情或疫情防控措施对双方的影响。

2022 年 4 月 28 日、上海市高級人民法院、上海市人資源社会保障局より、「新型コロナウイルス感染症(コロナ禍)に伴う労働争議紛争の処理に係る若干の問題に関する解答」が公布された。

新型コロナウイルス感染症(感染拡大防止のための政策を含む)をめぐる労働関係に係る紛争について、合意形成、告知の方法、労働契約の締結、隔離期間中の給与支払、給与支払遅延、雇用シエアにおける労働者の権益等 12 題の質問に対し、Q&A 形式にて解答を行っている。また、裁判員に対し、コロナ禍の期間中に発生した労働紛争については、当事者双方の言い分によく耳を傾け、コロナ禍が双方に与えた影響を十分に考慮するよう要求している。

10. サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動認証技術規範(意見募集稿)(中国語:网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动认证技术规范(征求意见稿))

全国情報安全標準化技術委員会 2022 年 4 月 29 日公表

公示サイト: <https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20220429181520>

《个人信息保护法》第三十八条第一款第二项设立了个人信息保护认证制度, 要求因业务等需要, 确需向中华人民共和国境外提供个人信息的, 应当按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证。为细化和落实这个制度, 2022 年 4 月 29 日, 全国信息安全标准化技术委员会公布了《网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动认证技术规范(征求意见稿)》, 截至 2022 年 5 月 13 日向社会公开征求意见。

《征求意见稿》包含适用情形、认证方式、基本原则、跨境处理活动中应遵循的要求、个人信息主体权益保障等, 为认证机构实施个人信息跨境处理活动认证提供认证依据, 也为个人信息处理者规范个人信息跨境处理活动提供参考。

個人情報保護認証制度とは、個人情報保護法第 38 条に定める制度である。業務上、国外に個人情報を提供する必要がある個人情報取扱者は、専門の機構による個人情報保護の認証を受けなければならない。当該制度の関連ガイドラインとして、2022 年 4 月 29 日、全国情報安全標準化技術委員会より、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動認証技術規範(意見募集稿)」が公表され、2022 年 5 月 13 日までの期間、パブリックコメントの手続が実施された。

同ガイドライン(案)では、適用状況、認証方法、基本原則、越境取扱活動において遵守すべき事項、個人情報主体の権益保障等について定めており、個人情報取扱者の越境取扱活動への認証を行う認証機関における関連業務の依拠を提供している。また、個人情報取扱者において、個人情報越境取扱活動のコンプライアンス体制を敷くうえでも参考とすることができる。

11. 証券・商品先物取引業サイバーセキュリティ管理弁法(意見募集稿)(中国語:证券期货业网络 安全管理办法(征求意见稿))

証券監督管理委員会 2022年4月29日公表

公示サイト:<http://www.csrc.gov.cn/csrc/c101981/c2381308/content.shtml>

2022年4月29日、证监会发布了《证券期货业网络安全管理办法》(征求意见稿)，截至2022年5月29日向社会公开征求意见。

《办法》对证券期货业网络安全监督管理体系、网络安全运行、数据安全统筹管理、网络安全应急处置、关键信息基础设施网络安全、网络安全促进与发展、监督管理与法律责任等方面提出了要求。

2022年4月29日、証券監督管理委員会より、全8章66条からなる「証券・商品先物取引業サイバーセキュリティ管理弁法(意見募集稿)」が公表された。2022年5月29日までの期間、パブリックコメントの手続が実施されている。

同弁法(案)では、証券及び商品先物取引業におけるサイバーセキュリティ管理体系、ネットワーク運営の安全性確保、データセキュリティに係る統括管理、サイバーセキュリティ緊急対応策、重要情報インフラの安全性確保、サイバーセキュリティの促進・発展、監督管理及び法的責任等について定めている。

▶ コラム:弁護士が見る 時代と歩む中国法

裁判所だます「虚偽訴訟」

文/鮑栄振

弁護士をしていると、変わった話を耳にすることが多い。先日も同僚から興味深い話を聞いた。

2018年から2019年にかけて、魏さんと劉さん夫婦は、知り合いの游さんから計61万元(約1000万円)の金を借りた。借用書は夫の魏さんが書き、金は妻の劉さんの口座に振り込んでもらった。借りた金は後日、劉さんが全額返済した。よくある私人間の金の貸し借りだ。だが、これが後に事件に発展するとは誰も思わなかつた。

昨年1月、夫の魏さんは夫婦間の愛情がなくなったとして、裁判所に離婚訴訟を提起した。離婚を切り出された劉さんは一計を案じた。母の林さんと共に謀して劉さんは游さんを訪ね、実際には返済済みの借金61万元が未返済だとして、魏さんを相手取り訴訟を起こすよう頼んだのだ。游さんは劉さんらの依頼に応じて訴訟を提起。当時の借用書を証拠に魏さんに61万元の返済を求めた。

だが、このようなやり方で裁判所を欺くことはできなかつた。裁判所は双方が提出した証拠を精査し、借用書の作成時期や双方の銀行口座の取引履歴を確認した。その結果、争点となっている借金61万元はすでに全額返済されていると認定。この訴訟は、裁判所をだまして訴訟に勝ち、その判決によって他人の財物や利益などを得る「虚偽訴訟」であるとして、游さんらの請求を棄却した。これは一見よくある詐欺のようだが、手段として悪意を持って裁判所を利用した点が特徴的だ。

日本にもある虚偽訴訟?

上記の事例から分かるように、中国で虚偽訴訟(日本の訴訟詐欺に相当)とは、虚偽の事実や法律関係をでっち上げ、あるいは偽造した証拠を裁判所に提出して虚偽の訴訟を行うことだ。いわば司法という国家権力を利用して自らの目的を不当に実現し、他人の合法的な権利・利益を侵害する行為であり、社会秩序を混乱させ、司法の公平・公正を損なわせるものである。

日本の法学者によると、日本にも虚偽告訴等罪(刑法第172条)という犯罪類型があるが、その事例はあまり多くないようだ。では、なぜ日本は訴訟詐欺が少ないのか。筆者が調べたところでは、件数や発生率は中国より少ないものの類似例はある。

例えば、裁判所から通知が届き無視していたところ、いつの間にか敗訴が確定し支払いを命じられるという「知らぬ間敗訴」というケースが少なからず起きている。昨年には次のような報道もあった。

大分県警は昨年8月25日、国の新型コロナウイルス対策の持続化給付金をだまし取ったとして、詐欺容疑で男(38)を逮捕した。実はこの男、九州の裁判所関係者や詐欺を担当する捜査員の間では、以下のような事件に関連し、知らない者はいないほどの「有名人」だったという。

その事件とはこうだ。複数の飲食店で働いては短期間で辞めた男が、未払い賃金があるとして経営者を相手に提訴する。男は裁判書類が届かないよう、経営者の住所に關して虚偽の報告書を裁判所に提出。経営者は、知らない間に裁判を起こされ、出廷することなく負け、預金が差し押さえられるというものだ。こうした「知らぬ間敗訴」の被害が相次ぎ、この事件に関与の疑いがある男に、捜査関係者も「かなりの法知識を持つ」と舌を巻くほどだった。

このケースからも分かるが、日本でこの手の詐欺が広がらないのは、裁判所をだます相当の法知識が必要で、手間も時間もかかる。しかし、その割に得る物は少なく、むしろ普通に人をだます詐欺の方が手っ取り早く稼げるからだ、と関係者は見ている。

中国の虚偽訴訟事情

一方、中国では虚偽訴訟はさまざまな分野で起こっている。特に多いのは、民間のローンを巡る争いや建物売買を巡る契約トラブル、労働争議、離婚や相続での財産分与などを巡る家庭争議、破産や分割・合併など企業関連の問題などだ。

虚偽訴訟の手口も時代と共に進化しているが、よく見られるのは、不動産の強制執行を回避するために使われる以下の三つのケースだ。(1)対象の不動産について所有権を持つという第三者をでっち上げ、異議を申し立てさせて強制執行を妨害する。(2)自分の不動産の強制執行を回避するため、夫婦が偽の離婚協議書を裁判所に提出する。(3)離婚訴訟で自らの財産受け取り分を増やすため、または強制執行対象の財産を不法移転するために、第三者とグルになって債権債務関係や代物弁済契約をねつ造する。

虚偽訴訟への法的対応

前述のとおり、虚偽訴訟は法律を利用して法律をおとしめる極めて悪質な行為であり、司法の権威や公平・公正を損ない、中国の法治化実現の大きな障害となっている。このため、国も虚偽訴訟を撲滅すべく一連の対応策を打ち出している。例えば2015年11月に施行された『刑法改正案(九)』では、「虚偽訴訟罪」が新たに盛り込まれた。これは民事裁判における虚偽訴訟を対象とする罪名で、虚偽訴訟行為に対する刑事罰を強化している。

また2015年6月には、最高人民法院(最高裁に相当)が『虚偽訴訟の予防および制裁に関する指導意見』を公表。さらに2018年9月に、最高人民法院と最高人民検察院(最高検察庁に相当)が共同で『虚偽訴訟を扱う刑事事件について法律適用の若干の問題に関する解釈』を発表し、虚偽訴訟に対する立法面での対応をさらに充実させている。特に2020年11月9日に最高人民法院が公表した『虚偽訴訟の取り締まり活動の踏み込んだ展開に関する意見』(以下、「意見」)では、各裁判所に対し、虚偽訴訟が頻発している分野の事件を厳しく審査し、虚偽訴訟の取り締まり強化を求めている。

中国で虚偽訴訟がなかなか減らない原因の一つは、その代償が大きくなないことだ。一般的に、虚偽訴訟は複数の当事者がグルになっているので違法行為が発覚しにくい。また、たとえ裁判所に虚偽訴訟と見抜かれても、訴えを取り下げれば、責任が追及されない場合もある。中国の民事訴訟法第112条では、虚偽訴訟を行った者について、過料または拘留などの強制措置に処すると定めているが、実際には、前述の刑法の「虚偽訴訟罪」とならない限り、多額とは言えない過料に処せられるだけで、抑止効果は限定的である。

こうした問題を解決するため、前述の「意見」では、虚偽訴訟行為の情状が悪質である者、重大な被害を引き起こした者、虚偽訴訟に複数回関与した者は厳しく処罰することを求めている。

また近年、一部の地方裁判所では、「虚偽訴訟ブラックリスト制度」が試験的に導入されている。例えば浙江省寧波市の裁判所では、2019年から虚偽訴訟に関する「ブラックリスト」と「イエローリスト」を4回公表し、昨年10月下旬までに前者は企業13社と個人252人、後者は企業11社と個人410人を特定。両リストの掲載者には、3年から5年の「信用懲戒」という罰(高価な買い物やサービスの利用が禁止されたり、銀行からの借入が制限されたりする罰)を与える。その結果は上々だったため、「意見」でも積極的に「ブラックリスト制度」を構築するよう求めている。

同様に、検察もさまざまな措置を講じて虚偽訴訟に対する取り締まりを強化している。20年には、中国各地の検察機関が虚偽訴訟事件1万90件(前年比27.9%増)を摘発し、1352人(前年比6.5%増)を起訴したという。

こうして中国では、立法と司法の両面から虚偽訴訟の撲滅に向けた対策が着々と進められている。中国から虚偽訴訟がなくなる日も近づいてきていると言えるだろう。

——『人民中国』より転載

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸甚です。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 栄振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しております(内容は、日本語版ニュースレターのものと異なります)。ご興味がございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cnまでお問い合わせいただければ幸甚です。

本速報の著作権及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。